

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
78	<p>児童の放課後等デイサービス支給日数について</p> <p><b>【困りごと】</b> 生活全般に常時援助が必要な児童（1Q未満）への支給基準を再考してもらいたい。札幌市の支給要件を明確にしてほしい。 現状では、判定結果にかかわらず支給日数14日から始まりデイサービス等の意見書により23日の支給日数となっていると思われます。</p> <p>重度の発達障害を持つ児童への支給日数を必要な時期に必要な量を提供いただける基準を再考していただきたい。また、質の高い療育を受けさせていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一律最大30日となっているが、最大30日となっている自治体もあり、必要な日数に応じて上限を設けず支給している自治体もある。札幌市も児にあった適切な支給日数を決定できるよう考えてほしい。</li> </ul> <p><b>【現状の対処】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童イサービス上限額管理事業所に依頼し、各事業所の契約数を毎月に調整し、支給日数を最大限に利用できるようにしている。</li> <li>移動支援を利用しての外出をさせていただいているが、家族へのレスパイにしかなっておらず、今の本人に必要な支援は質の高い継続した療育と思われる。</li> </ul> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要性が薄い利用者もいる。</li> <li>長期休業中や学校との連携に課題がある</li> <li>児にあった適切な支給量を決定することは、判断が難しいもの重要なことである。</li> <li>支援が必要な時期に集中した療育を行うことで、その後の人生が変わってくるため、23日より支給が必要な児もいると考えられる。</li> <li>成人の場合、就労継続支援のサービスは27日が認められるケースもある。（清田区）</li> </ul>	<p><b>【課題】</b> 障害児にあった適切な支給日数の決定について</p> <p><b>【取組提案】</b> 重度の障害児や生活状況に懸念のある児に関して、27日への支給量を認める</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	<p>カテゴリ</p>
<p><b>【課題整理中】</b></p> <p>見者関係なく、拡大だけじゃなく必要な量を。 14日から23日に増やすのは事業所の意見書で、利害関係のある所からの意見。 計画案より、事業所の意見書に重きが置かれていることについて、改善の必要有</p>		<p>主：制度 (市域)</p>

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
80	69歳男性・脊椎損傷・身障1級。同居家族が発達障がいの息子と、身体疾患のある妻のみ。他、子供がかかるがわる訪問して介護をしている。区分6で身体介護70時間、家事援助35時間の支給決定を受けている。月~土までの起床介助と週3回の入浴介助(2名体制)で受け入れ可能な事業所がなく、少しでも受けられるところを受けてもらい続けた結果、5事業所を組み合わせて利用していた。ヘルパー事業所の人員不足で撤退されるようなことがたびたびおこり、自分で調整していくことが難しくなった。二度とこのような思いはしたくない、死活問題である。不安なので、一事業所でなく、複数事業所を利用してまわしていくと希望。計画相談支援のことを知って、コーディネート役をしてもらいたいと思ったと相談を受ける。【相談】	【課題】 介護保険対象者の上乗せ要件 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について  【考え方の解決策】 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について、介護保険サービスの利用が優先になると知っておきながら相談室が積極的に介入することで、介護保険サービスを利用しないことを容認してしまうことにならないか、懸念がある。一方、コーディネート役は必要と判断できるケースであり、同様なケース(ex:重度訪問介護利用者で65歳以上となる方など)についての計画相談支援利用について、取り扱いをどうするのか札幌市としての見解を教えてほしい
81	6歳の女児。8歳の姉、3歳の弟(発達障がい)、1歳半(発達障がい疑い)の弟と4人兄妹。幼稚園、児童発達支援、ヘルパー、短期入所を利用して生活をしているが、母親一人で4人の子供を相手にするのは大変で、毎週末本児を短期入所に預けたいと思ったが、月7日以上の支給決定要件に該当しなかったケース。【相談】	【課題】 短期入所の支給決定基準について  【考え方の解決策】 現行の札幌市の基準では、原則7日／月の支給決定。これ以上増やす際の要件として、ア. 介護者の長期不在、イ. 同居者からの虐待、ウ. 利用者の心身の状況が不安定、エ. 施設入所待機の4要件しかない。31日／月の支給決定を受けようとする場合はこれらの厳しい条件があつても良いと思うが、そこまで必要なく、月10日、14日などの支給決定を受けたい場合には別な要件を整備した方が良いと思われる。 障害発第0330014号「介護給付費等の支給決定について」では、現在はこれ以前に国から示されていた原則7日／月という縛りはなく、自治体で柔軟に状況を見極めて支給決定するように示されている。 札幌市もいつまでも古い枠組みにとらわれず、柔軟な支給決定ができるような支給決定基準を作成してほしい。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談以外とも役割分担が必要。</li> <li>札幌市の支給審査基準に関係する課題。</li> <li>『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。</li> <li>相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。</li> </ul>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札障第5946号／平成29年3月31日】により対象者要件緩和。</li> </ul>	<p><b>カテゴリ</b></p> <p>主：制度（市域） 副：介護保険への移行</p>
<p><b>【課題整理中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市の支給審査基準に関係する課題。（80の見解と同じ）</li> <li>『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。（80の見解と同じ）</li> </ul>		<p><b>主：制度（市域）</b></p>

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
84	<p>17歳養護学校高等部3年生。誕生日前だが夏休みに生活介護を利用したいために申請。通常の流れで区分認定も誕生日前に行い、決定時から3年間の支給決定がされる予定だった。</p> <p>在籍養護学校進路指導部の先生から連絡。</p> <p>昨年の卒業生で夏休みの体験時から相談支援事業所で計画作成をしてくれたが、学校としては卒後の行先が確定して、卒業前の12月、1月頃に移行会議を行なって相談支援事業所に連絡したところ、計画の担当者会議の時期ではないので参加しない、と断られたということ。</p> <p>制度だけで考えると確かに移行会議に参加する必要もなく、参加したところで報酬請求もできない。</p> <p>また、就労移行支援、就労継続支援A型、自立訓練は暫定支給決定期間があるのでこのような問題は起きづらいと思われるが、生活介護だけ暫定支給決定期間がなく3年間の支給決定がされてしまうため、大きなズレが生じてしまう。</p> <p>また、道教委?で決めた新卒者は誕生日に関わらず11月1日から申請というルールも全く意味をなさない。加えて、夏休みに計画作成をして、新規の場合当初3か月モニタリングの計画をたてたとしたら、実際に利用していないにも関わらず3か月間モニタリングをして報酬請求できてしまう。計画の意味もなく、現実的ではないと思われる。在学時には成人サービスの支給決定をしないというルールにも反する。</p> <p>【相談】</p>	<p>【課題】 高等部3年生の生活介護体験利用時の支給決定期間にについて</p> <p>【考え方の解決策】 札幌市として高等部3年生の在学時の支給決定ルールをもう少し整理した方が良い。 ・体験利用時の決定は、翌年2月末までなどにし、卒業後の正式利用時の支給決定を分けて決定したらどうか?</p> <p>【補足情報】 実際には、区と調整して、2月で有効期間を区切ってもらつた ・11/1の一斉申請ルールも、体験利用があれば意味が無くなっている</p> <p>【同様のケース】 そもそも今の札幌市のモニタリング期間に意味がないのでは~新規3か月は重要 ・モニタリング期間を柔軟に設定してもらっているケースもある</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理 プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、○○部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	<p>カテゴリ</p>
<p><b>【課題整理中】</b> 訓練等給付は暫定支給だが、生活介護は3年間の支給決定。 11/1から申請できるルールも体験利用があると11/1以前の申請となってしまう ので見直しを。</p> <p>札幌市の支給審査基準に関係する課題。(80の見解と同じ)</p>		<p>制度(市 域)</p>

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
85	<p>重度訪問介護を利用している単身寝たきり(原疾患脳性まひ)の女性。生活保護受給。尿カテーテルも常時留置、褥瘡もあることから訪問看護も定期だけではなく緊急対応が多い。</p> <p>元々マットレスやオーバーテーブル、車いすなど現状には合っていない状況もあり、新規購入を2年前から進めているが、認知機能の低下、知的能力の低さ、こだわりもあって本人拒否で購入できず。</p> <p>65歳の誕生日を機に介護保険に移行して福祉用具のレンタルで導入しようと考えたが、介護保険単位数の90%以上利用かつ50%以上が訪問介護という札幌市ルールだと、訪問看護の緊急訪問ができないくなってしまい、生命に関わることから、何度も区保健福祉課、保護課とも協議をして結局介護保険に移行せずに障害福祉サービスを使い続けるという事に。</p> <p>福祉用具については北海道心身障害者扶養共済(収入認定されないお金)が貯まっていたことから、ようやく本人も購入することに納得し導入に至る。しかしながら、使えない介護保険のために今後も保険料は払い続けなければならない。将来的に施設入所した時のための介護保険料であれば、在宅を支えるサービスにならない。【相談】</p>	<p>【課題】 65歳時の介護保険移行について</p> <p>【考え方の解決策】 札幌市の上乗せ要件の見直しをしてほしい。</p> <p>【補足情報】 札幌市ルールは平成12年の国通知からで古いもの</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p> <p><b>【課題整理中】80の見解と同じ</b></p> <p>かいごほけん うわの ようけん 介護保険の上乗せ要件について、札幌市はずっと古い基準。</p> <p>きんきゅうじ たいおう むずか 緊急時の対応も難しいので、介護保険料を払いながら、障害のサービスを利用して</p> <p>いる。</p> <p>とく したいふじゅう ばあい うわの ようけん きび 特に肢体不自由の場合の上乗せ要件が厳しくなっている。</p> <p>しきかい しちょう かいぜん い だんかい 市議会でも市長が改善しようかななどと/or ている段階。</p> <p>かいごほけん いこつ すす 介護保険への移行を進みたいのは、65才を境に市の負担が倍位違う。</p> <p>くに じむれんらく こじん じうきょう やわ 国の事務連絡では、個人の状況によると柔らかく書いている。</p> <p>よさん さいもんたい さつぼろし か 予算のこともあるので、札幌市としては変えられていない。 いわゆる65才問題については、まとめて考えないといけない。</p>	<p>うんえいかいぎ きゅう かだいせりぶろじえくとち一む けん 運営会議（旧まちの課題整理 プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による 結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p> <p>しとう しゅしさく ほーむへるぶさーび ・障がい者施策によるホームヘル プサービス(居宅介護・重度訪問 介護)の上乗せについて(改正) 【札障第5946号／平成29年3月 31日】により対象者要件緩和。</p> <p>しゅせいいど しい 主:制度(市 域)</p>

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
94	<p>33歳 女性 療育A 自閉症</p> <p>計画相談を行い、居宅サービスを利用しての一人暮らし。</p> <p>不眠による生活リズムが乱れはじめ、居室内でのアセスメント及び指示書の変更が必要。</p> <p>また、感覚が過敏になりつつある。</p> <p>厚生労働省では計画相談支援を利用しての強度行動障害の支援に関して、行動援護指揮書作成に当たり自宅内でのアセスメントが可能との返答だが、札幌市としてはこの利用に関しては利用は認めていないとのこと。</p> <p>根拠としては下記にある定義および厚生労働省からのQ&amp;A【相談】</p>	<p>【課題】</p> <p>計画相談支援を利用しての自宅内での行動援護指揮書作成について</p> <p>【考え方される解決策】</p> <p>行動援護の定義</p> <p>行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護</p> <p>外出時における移動中の介護</p> <p>排泄および食事等の介護その他の行動する際に必要な援助</p> <p>※具体的には予防的対応・制御的対応・身体介護的対応</p> <p>平成27年3月31日付 平成27年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&amp;A</p> <p>【同様の事例】</p> <p>重度訪問介護と居宅介護の併給を、平成18年の国のQ&amp;Aで認めているが、札幌市としては認めていないというケースが複数あり。</p>
95	<p>48歳、女性、特発性大腿骨頭壊死症、うつ病。精神障害者保健福祉手帳2級。</p> <p>難病症状悪化に伴って一人で歩くことや重たいものを持つことが困難になり、自分自身で買い物へ行きたいという思いから移動支援を申請。</p> <p>しかし身体障害者手帳を所持していないため要件に該当せず。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳を所持していたため精神での申請を行つたがそちらも該当せず、結果申請を取り下げすることとなつた。</p> <p>現在は家事援助にて買い物代行をヘルパーに依頼して生活しているが、やはり「自分で買い物に行きたい」という希望は持たれている。</p> <p>現状では身体障害者手帳要件にあたらず、しかし病状は悪く、両足付け根の痛みが強いため外出はままならないといった状況で生活を送られている。【相談】</p>	<p>【課題】</p> <p>難病の方の移動支援申請に関する</p> <p>【考え方される解決策】</p> <p>平成25年4月より障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、障害福祉サービスの対象になつたことから、今後は移動支援事業においても身体、知的、精神のみの対象者要件から、難病を加えての対象拡大を検討していく必要性があると感じた。</p> <p>【同様のケース】</p> <p>手帳があつても、四肢体幹の記載が無いというケースである。手帳を取得するにも時間がかかると今が困る。</p>

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理 プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、○○部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	カテゴリ
<p>【課題整理中】 居室内での行動援護提供を札幌市が運用上認めていないが、認めても良いので は？ 札幌市が国のQ&amp;Aのとおりの運用をしていない理由を確認。</p>		主：制度（市 域）
<p>【課題整理中】 難病は障害福祉サービスの対象なのに、市の地域生活支援事業の対象になつ てない。加えて、手帳のない発達障害の方も移動支援の利用ができない。 難病の団体から同様の者は出でていないのか？難病の方にニーズ調査もした 方が良いのではないか。（障がい者プランの審議会には、難病領域からの参加を 予定している）  難病連等と課題を共有し意見を聞く。 市の担当者からヒアリングやミニレクチャーをいただけないか依頼。</p>		主：制度（市 域）

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
57	PA制度の利用にあたり在宅にて1時間以上、重訪の利用をしなければならない。1ヶ月以上入院が必要な際には一時退院が必要となる。病院も1泊だけでは退院とならないとの事で2泊以上が必要、今回は胃瘻設置の手術で医療的ケアが必要になったため簡単に在宅に戻ってヘルパーを利用して生活とはならない。(相談25)	入院時のPA制度の利用について
59	今までサービスに頼らないでハード面の整備を行なっていたが自立支援法になりマンパワーの充実に支援が傾きつつある。本人としてはマンパワーよりも補装具や日常生活用具の充実の方が優先順位が高い、現状としては重度訪問介護の時間数は余裕があるが補装具・日常生活用具は上限以上の利用をしている。(相談27)	重度訪問介護利用者等の補装具・日常生活用具について
65	日中活動サービスを、生活介護や就労継続支援B型など複数のサービスを利用する場合、各月日数一8日(実質23日/1か月)では、頻繁に契約日数を変更しなくてはならず、申請者・保健福祉課双方の負担になっている。 日中活動サービスの日数を23日/月の枠の中で頻繁に振り分ける必要があり、外出イベントなどに参加するため、急きよ予定変更する場合もあり、月に2度3度変更し直さなければならない時もある。(東区)	日中活動サービスについて、複数のサービスを利用する場合、支給量調整に係る事務の簡素化を検討する。 サービス利用計画が提出されれば、その都度の支給量調整を要しないようにできないか。
75	平成24年から、「地域相談支援給付」が始まり、これまで精神障害領域では主治医からの推薦などで地域移行対象者を決定していた仕組みから、本人が行政の窓口で「地域移行支援」の申請を行い支給決定がされれば、地域移行の対象となることになった。 ただ、地域移行支援の利用者は増えすことなく、長期に入院している精神障害者のうち約半数が65歳を越えて、死亡退院も少なくなっている。 精神科病床から地域へ生活の場を移したいと希望する方の想いの実現や、退院を自己決定できるための支援があれば地域移行したいと希望する方への専門領域を越えたアプローチが必要。 精神障害以外の領域でも、地域移行に向けた取組みが必要。(相談)	地域移行支援 厚生労働省が示している資料を参考に、「地域移行部会」などを設置し、地域移行推進のために専門領域を越えた協議、検討を行っていく。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
<p>だれ 誰が なに 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	カテゴリ
<p><b>【課題整理中】（カテゴリ変更による）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度確認の結果、重度訪問介護について、現状では「居宅で」とされています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、重度訪問介護の訪問先の拡大がされる。</li> </ul>	主：制度 (国域)
<p><b>【課題整理中】（カテゴリ変更による）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度確認の結果、用具の制度改正で対応が必要になる。PA制度は現金給付目的ではないので、対象にならない。</li> </ul>		主：制度 (国域)
<p><b>【課題整理中】</b></p> <p>国の協議会的なものに提案をしたい。</p>		主：制度 (国域)
<p><b>【課題整理済】</b></p> <p>精神科病院からの地域移行についてのプロジェクト設置を全体会に提案し、精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームを設置。</p> <p>入所施設からの地域移行課題残る</p>		

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
21	共通の趣味・興味（バンド、ガンダム、歴史等）を楽しめる居場所を探したいと思っても、情報を見つけられなかつたり、あっても選択できる程サークル数がない。特に仕事が休みの土・日・祝日に活動しているサークルがない。（複数事例） 発達障がいが強くて、一般の人のサークルに馴染みづらい人の場合。（相談3）	・参加できるサークルの数自体が少ない。 ・サークル情報の集約がされていない。
35	○一人暮らしの不安 これから一人暮らしを始めようとする人たちが持つ不安に対し、どのように支援をしてゆくのか。長い間、入所施設や親元で暮らしていた障がい者が、これまで経験したことのない一人暮らしを始めようとする際、少なからず不安を覚えるであろうことは想像に難くない。特にその日常生活にさまざまな支援を必要とする障がい者の場合はなおさらである。 1ヵ月程度の「宿泊体験プログラム」への助成制度や、家具設備があり保証人不要の短期賃貸マンションを活用したアパート生活の体験入所支援等を実施しているところもある。「地域生活の体験」に向けての支援が、障がい者のみならず、その家族の不安を軽減することに役立つと思われる。（東区18）	一人暮らしを始める人たちの不安を解消する仕組みについて検討する。
36	○物件条件 何らかの生活支援を必要とする障がい者の場合、物件を探す際の条件として、今まで受けていたサービスや支援を継続して受けられる地域であること、また、家族も含めて今までの人間関係を維持できる地域であること、そういう立地条件の物件が必要となる。住み慣れた地域から離れてしまうと、これまでの人にんげんかんけい しょんかんけい とだえ みずしらぎり ちいき こり人間関係や支援関係が途絶えてしまい、見ず知らずの地域で孤立し、アパートに引きこもる暮らしになってしまう危険性もある。それぞれの地域で、障がい者を支援している事業所やその地域の市町村が連携して、障がい者を受け容れる賃貸物件を開拓し、その情報をプールし、物件を求める障がい者に斡旋していく仕組みが必要である。（東区19）	障がい者を受け入れてくれる物件を開拓し、その情報をプールし、斡旋する仕組みを検討する

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
だれ 誰が なに 何を いつ どのように  【未着手】	運営会議（旧まちの課題整理 プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、○○部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。	カテゴリ 主：個別的
【未着手】		主：個別的
【未着手】		主：個別的

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要
2	事業所で製作している製品の売り上げ向上、販路拡大等に関する困りごと。(東区2)	東区地域部会の取り組みとして、販売促進手段の検討や成功事例の勉強会を行う。
10	※個別ケース及び東区地域部会内での取り組みのため詳細は記載ません(東区10)	個別ケースとして、行動援護を利用できることがわかり一旦終結。
12	※個別ケース及び東区地域部会内での取り組みのため詳細は記載しません(東区12)	支援者の知識向上のため、生活保護制度についての研修を行う。

運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	
だれ 誰が なに 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解 を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	カテゴリ
	【部会内にて解決済み】	
	【部会内にて解決済み】	
	【部会内にて解決済み】	